

フロンティア漁場整備事業の概要

1. 趣旨

我が国の沖合域において、国が漁場整備を実施することにより、当該海域の水産資源の生産力を向上させ、水産物の安定供給の確保を図る。

2. 要件

- ① 排他的経済水域において、
- ② 漁業法に規定する特定水産資源（TAC魚種：くろまぐろ、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがに 等）であって、
（※令和2年12月の改正漁業法施行前に着手した事業にあっては、TAE魚種のあかがれいを含む。）
保護措置が講じられているものを対象とし、
- ③ 事業による著しい効果があると認められるもの。

3. 事業実施主体 国

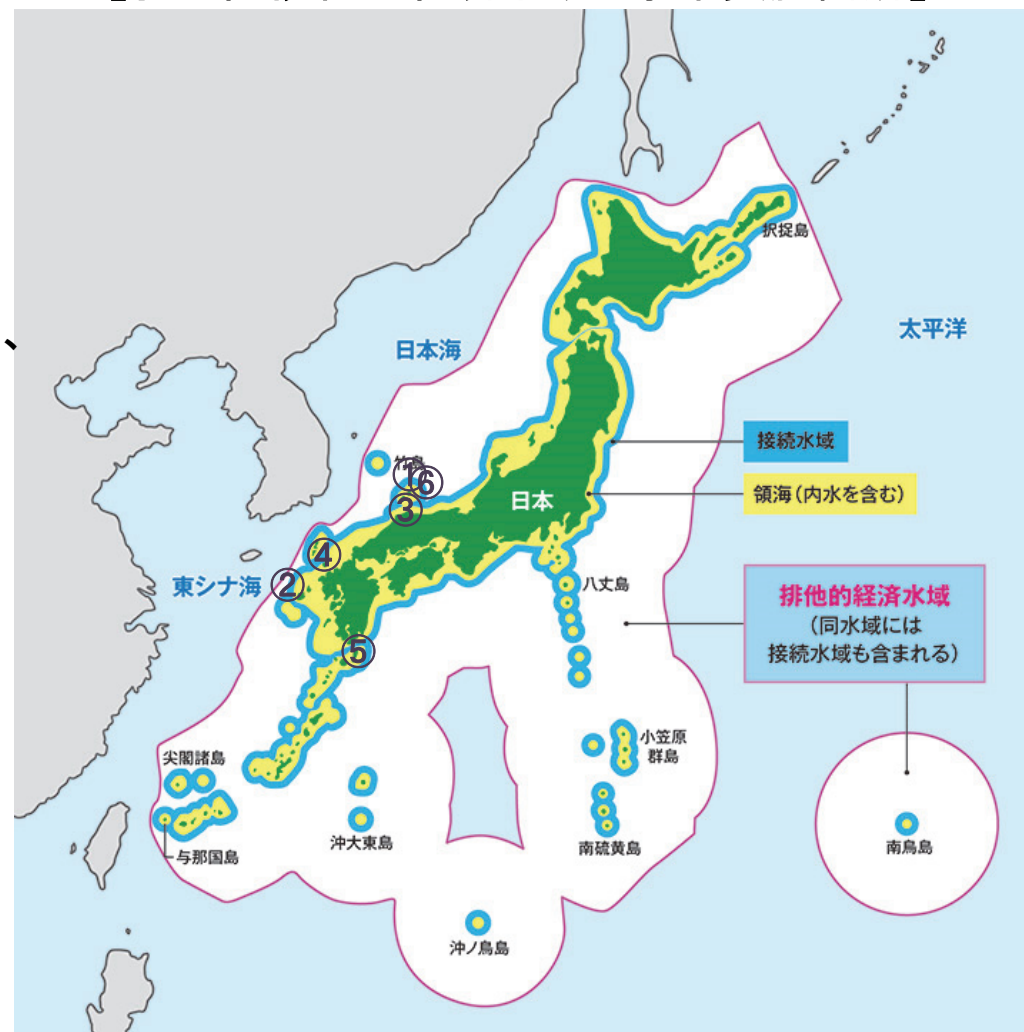
4. 負担率 国3/4、都道府県1/4

5. 事業実施箇所

（保護育成礁）

- ① 日本海西部地区（アカガレイ、ズワイガニ） 令和7年度完成（マウンド礁）
- ② 五島西方沖地区（マアジ、マサバ、マイワシ） 平成27年度完成
- ③ 隠岐海峡地区（マイワシ、マサバ、マアジ） 令和2年度完成
- ④ 対馬海峡地区（マアジ、マサバ、マイワシ） 平成29年度～
- ⑤ 大隅海峡地区（マサバ、マアジ、マイワシ） 平成29年度～
- ⑥ 隠岐海峡地区（マイワシ、マサバ、マアジ） 令和7年度～

【我が国排他的経済水域と事業実施箇所】



出典：日本の領海等概念図（海上保安庁）を基に作成

排他的経済水域（EEZ）とは、領海の基線からその外側200海里（約370km）の線までの海域（領海（12海里）を除く。）等で、沿岸国に、天然資源の探査、開発、保存及び管理等のための主権的権利等が認められている。

フロンティア漁場整備事業 実施箇所の概要

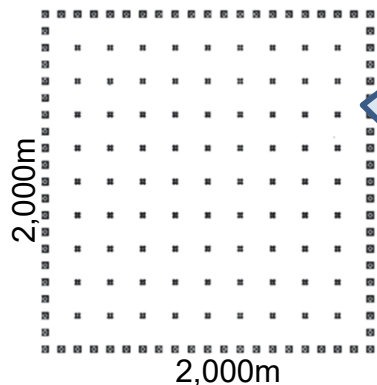
保護育成礁

我が国排他的経済水域のアカガレイ、ズワイガニ資源を保護するため保護育成礁を整備

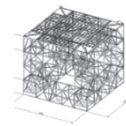
①日本海西部地区

総事業費：13,865百万円
事業期間：H19～R7年度
事業規模：28群、11,200ha
設置水深：180m～490m

【1群の保護育成礁のイメージ】



コンクリート製魚礁 (4～5m)



鋼製魚礁 (高さ8～20m)



2,000m×2,000mの区画の中に複数の魚礁ブロックと鋼製魚礁を設置。

マウンド礁

マアジ、マサバ、マイワシ資源の増大を図るため、海域の基礎生産力を向上させるマウンド礁を整備

②五島西方沖地区 (H27.10完成)

総事業費：9,222百万円
事業期間：H22～H27年度
事業規模：1基
整備規模：高さ31m、延長248m
設置水深：155m

③隠岐海峡地区 (R2.12完成)

総事業費：5,500百万円
事業期間：H25～R2年度
事業規模：2基
整備規模：西側：高さ17m、延長178m
東側：高さ15m、延長130m
設置水深：西側113m、東側82m

④対馬海峡地区

総事業費：7,155百万円
事業期間：H29～R9年度
計画規模：1基
整備規模：高さ21m、延長166m
設置水深：107m

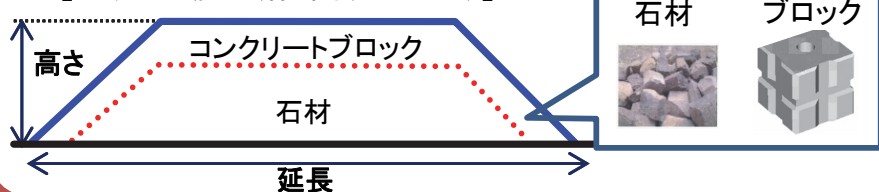
⑤大隅海峡地区

総事業費：6,814百万円
事業期間：H29～R9年度
計画規模：1基
整備規模：高さ17m、延長226m
設置水深：109m

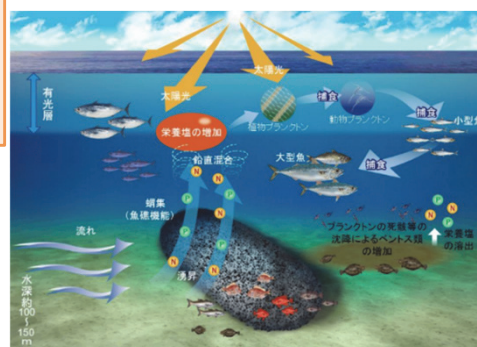
⑥隠岐海峡地区

総事業費：4,003百万円
事業期間：R7～R13年度
計画規模：1基
整備規模：高さ15m、延長200m
設置水深：82m

【マウンド礁の断面図(イメージ)】



【メカニズム】



事業実施箇所



④対馬海峡地区

①日本海西部地区

⑥隠岐海峡地区

③隠岐海峡地区

②五島西方沖地区

⑤大隅海峡地区

